

# 広報BX推進パートナー業務委託 特記仕様書

## 1 委託業務名

広報BX推進パートナー業務委託

## 2 業務期間

2026年（令和8年）契約日から2027年（令和9年）3月31日まで

## 3 背景・目的

社会や行政のデジタル化・変革が進む中、自治体の広報活動は「市民に情報やサービスを一方的に伝える」だけでなく、市民が必要な情報を受け取りやすくし、行政サービスの利便性を高め、さらに行政に興味を持ち自発的に関わることを目指す段階へと移行している。横須賀市は多様な住民ニーズに対応するため、全庁的にデータや根拠に基づく広報施策とデジタル技術の活用を推進し、効果的かつ効率的な双方向コミュニケーションの確立を図る必要がある。そのため、PRやマーケティングの枠にとどまらず、ビジネストランスフォーメーション（BX）としての組織変革や業務効率化を進め、市民との新たな接点創出を広報機能全体で実現すべきである。その実現に向けたパートナーとして、専門的な知識や豊富な経験を有する民間事業者に支援等を委託する。

## 4 業務内容

### (1) デジタル技術を活用した広報活動の推進

- ・ 現行の広報戦略・実行体制のデジタル対応状況の評価と課題抽出
- ・ BX推進視点の中長期広報戦略（デジタル活用含む）に関する助言
- ・ 業務フローや組織体制の見直し・改善提案
- ・ 市職員の広報スキルやDXリテラシー向上のための研修企画・実施

### (2) データに基づくマーケティングの推進

- ・ 市民の意識や行動データの収集・分析に基づくターゲティング施策の提案
- ・ デジタルチャネル（SNS、ウェブ、アプリ等）の効果測定・改善支援
- ・ AIや自動化ツールを活用した情報発信の効率化および高度化に関する助言

### (3) プラットフォーム・メディア統合とUX（ユーザーエクスペリエンス）向上支援

- ・ 横須賀市の多様な情報発信プラットフォームの統合計画に関する助言
- ・ ユーザー体験の向上を目的とした多チャネル連携の設計・実装に関する助言
- ・ パーソナライズされた情報提供やコミュニケーション促進施策の提案

(4) レポートニング・改善サイクル運営

- ・ 施策効果の数値化レビューおよびKPI設定と進捗管理に関する助言
- ・ 効果的なPDCA運営のためのサイクル構築支援

(5) イノベーション推進に関する自由提案

以下のいずれかをテーマに企画提案・立案し、実施を支援すること

- ・ 市民参加型広報の推進
- ・ 広報を通じた社会課題解決や地域活性化プロジェクト

(6) その他

市外へ向けたシティプロモーションの一環として、受託者は神奈川県内 10 万部以上（令和 7 年度月平均）の販売実績がある新聞に、以下の条件を全て満たす露出を確約すること。

- ① 2 回以上掲載できること
- ② カラーであること
- ③ 年間の掲載面積が 15 段分（1 頁）以上であること
- ④ 横須賀市に関する内容であること

受託者は、上記（1）～（6）に示した業務の遂行にあたり、

- ・ 専門的な知識、技能、経験を有する人材（※以下、アドバイザーと表記）を選定し、配置するほか、主体的な提案により、多様な広報、事業サポートができる体制を整備すること
- ・ アドバイザーは、横須賀市と月 2 回程度の定期的な打ち合わせを実施するほか、本市の求めに応じた来庁、庁内で開催する会議等に出席すること

5 履行場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

- ・ 横須賀市経営企画部広報課（神奈川県横須賀市小川町 11 番地）
- ・ 受託者の所在地
- ・ 本市が指定した場所（オンラインによる履行を含む）

6 業務完了報告書

受託者は、本業務の成果について報告書を作成し、令和 9 年 3 月 31 日までに提出する。

7 留意事項

- （1）受託者は、本仕様書及び契約書の内容を遵守すること。また、本仕様書及び契約書に定めがない事項については、受託者と本市が協議して決定する。

- (2) 受託者は、本業務の履行に際し、業務の遂行上知り得た事項は、本市の了承を得ずに第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。本業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者が本業務のために作成したキャッチコピー、名称、ポスターなど、クリエイティブとしての成果物がある場合、その著作権（一部の譲渡できない権利を除く）は、全て市に帰属するものとし、著作権の帰属及び著作者人格権の不行使にかかる対価が契約金額に含まれているものとする。
- (4) 受託者は、業務の実施に際しては、関係法令を遵守する。

## 8 その他

- (1) 当業務は性質上、目指すビジョンに達するまで相当の時間がかかることが想定されるため、令和8年度から令和11年度までの4年間の契約を予定している。ただし、契約は単年度契約とし、当該予算が本市議会で承認され、本市及び受託者双方が合意した場合は、次年度も随意契約することができる。この場合において、契約内容は前年度と同条件（同単価）を原則とする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明な点や改善の必要性がある場合、又は、執行上の疑義が生じた場合は、本市と協議して定める。